

厚生労働省における障害者の情報バリアフリーの推進

厚生労働省障害保健福祉部

1. 施策の趣旨

障害者が必要とするパソコンの周辺機器等の購入助成及びパソコンの利用方法を教えるボランティアの養成・派遣を推進するとともに、新たにボランティアの活動支援、障害者からの利用相談等を行う障害者ITサポートセンターを設置する。

2. 施策の内容

(1) 障害者情報バリアフリー化支援事業

障害者が、障害をもたない者と同様に情報機器を使用するためには、通常の機器のほかに周辺機器やソフト等を追加する必要があることから、これらの機器等の購入に要する費用の一部を助成することにより、障害者の情報バリアフリー化を推進する。

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1/2

(2) パソコンボランティア養成・派遣事業

障害者がパソコンを使用するためには、パソコン本体及び周辺機器等の使用方法について、常時相談できる者が必要であることから、地域においてサポートを行うパソコンボランティアを養成し、障害者の要望に応じて派遣する。

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1/2

(3) パソコンリサイクル事業

地域の障害者の情報バリアフリー化を推進するため、企業及び個人ユーザー等において不要となったパソコン機器等を、必要とする障害者に無償で斡旋する。

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1/2

(4) 障害者ITサポートセンター運営事業

パソコンボランティアの活動支援やITに関する利用相談・情報提供等を行う障害者ITサポートセンターを都道府県・指定都市に設置する。

実施主体：都道府県・指定都市

補助率：1/2

(5) パソコンボランティア指導者養成事業

障害者にパソコン本体及び周辺機器等の使用方法を教えるパソコンボランティア養成に携わる指導者の養成を行う。

実施主体：国際障害者交流センター（大阪府地域福祉推進財団）

補助率：定額（10/10）

(6) 高度情報通信福祉事業

インターネットを活用して障害者が必要とする情報を提供し、あるいは、これらの情報を入手するために必要な情報通信機器の操作能力の開発を行い得る基盤を構築する。

実施事業：点字図書情報ネットワーク事業、点字ニュース即時提供事業、障害者情報ネットワーク運営事業、パソコンボランティア指導者養成事業

実施主体：民間団体（社会福祉法人及び財団法人）

補助率：定額（10/10）